

所 管 事 項 調 査

目 次

- | | | |
|---|--------------------------------------|---------|
| 1 | プラスチックに係るごみの分別変更について・・・・・・・・・・・・・・・・ | P 2～ 9 |
| 2 | 訴訟の現況について・・・・・・・・・・・・・・・・ | P 10～12 |

環 境 部
令和7年9月

1 プラスチックに係るごみの分別変更について

長崎市では、ゼロカーボンと地域内資源循環の促進を目的に、令和8年10月1日から市内全域（一部4月開始地区あり）で、「プラスチック製容器包装」と「プラスチック製品」廃棄物を一括して回収し、「プラスチック製品」は市内の事業所において再商品化を行います。

このプラスチックの一括回収の実施に伴い変更となる主な事項は、次のとおりです。

(1) 収集区分

現状(容器包装と製品は別々に分別)

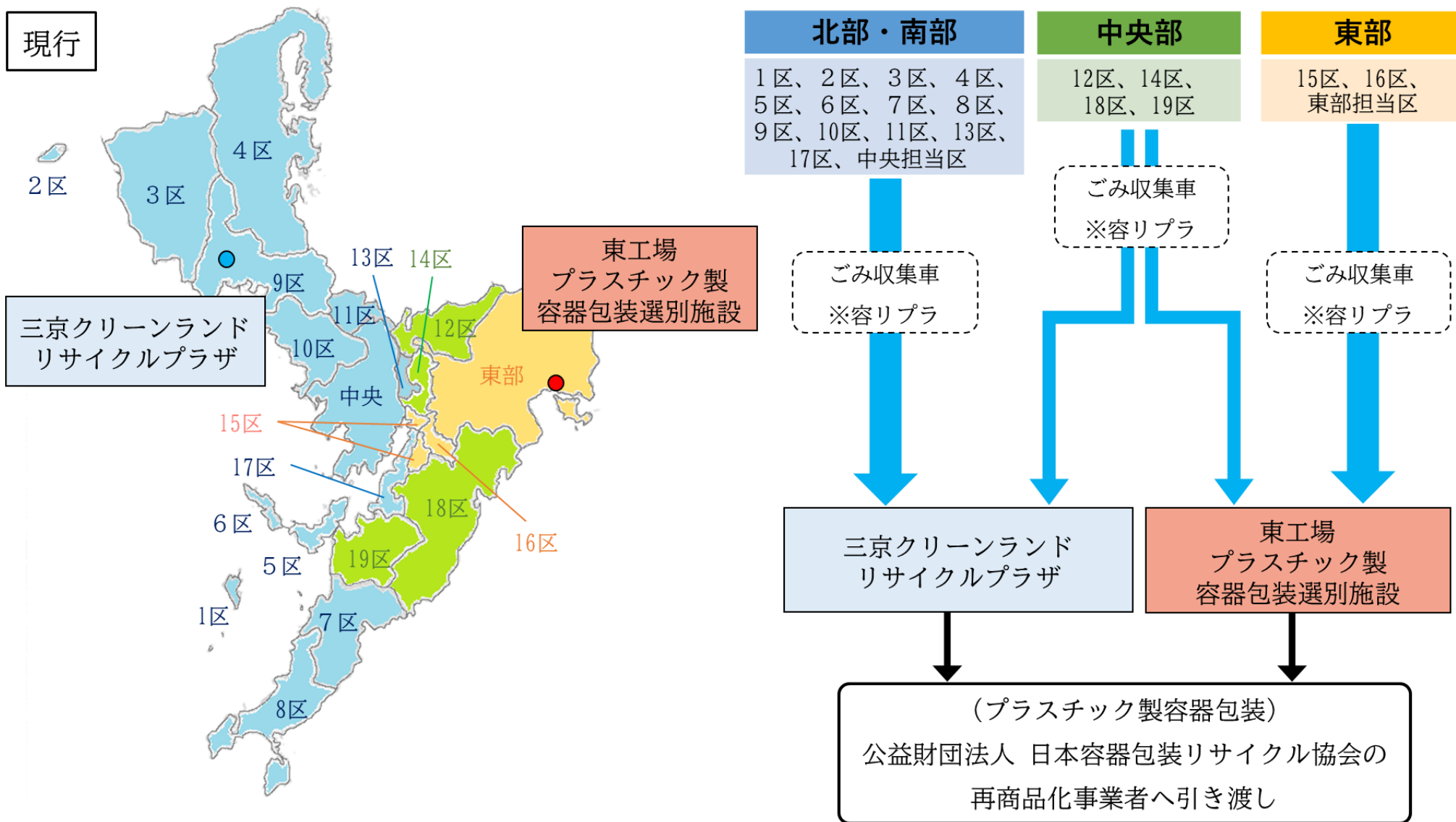


一括回収(プラスチック素材なら一緒の袋で！！)

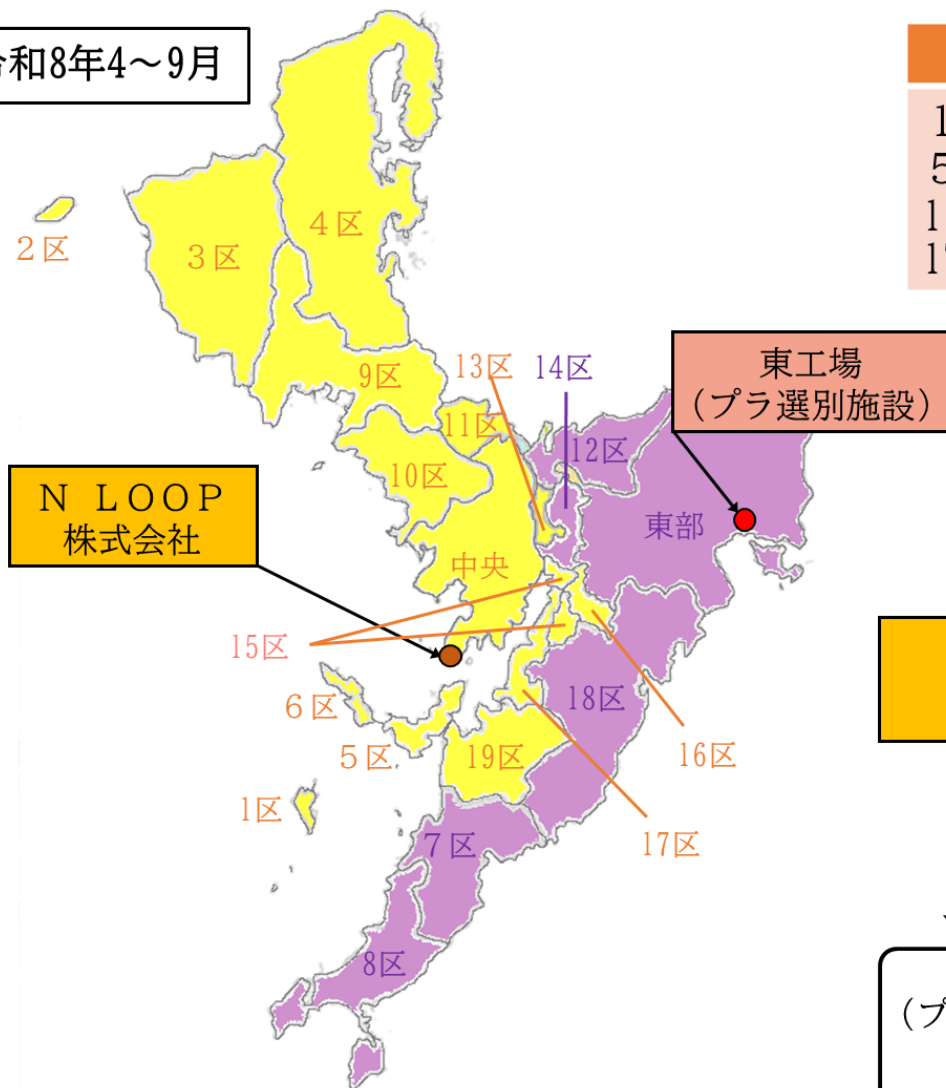


- ◎ 指定袋は「プラスチック製容器包装」から「プラスチックごみ」に名称を変更する予定です。
- ◎ 収集の方法や回数、曜日は現行と変更ありません。
- ◎ 従来の指定袋「プラスチック製容器包装」でも当分の間、「プラスチックごみ」を出すことができます。
- ◎ 分別収集及び再商品化を著しく阻害する「リチウムイオン蓄電池を使用する機器等」、「ライターやスプレー缶等の発火の危険性があるもの」、「注射針等の人に感染するおそれのあるもの」及び「カッターや包丁等の刃物類」はこれまでと同様に禁忌品として取り扱います。

(2) 計画収集体制



令和8年4～9月



4月開始地区

1区、2区、3区、4区、
5区、6区、9区、10区、
11区、13区、15区、16区、
17区、19区、中央担当区

10月開始地区

7区、8区、12区、14区、
18区、東部担当区

ごみ収集車
※プラスチックごみ

ごみ収集車
※容リプラ

N LOOP 株式会社
(再商品化事業者)

東工場 (プラ選別施設)
(容リプラの選別業務を継続)

(プラスチック製品)
売却

(プラスチック製容器包装)
公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
の再商品化事業者へ引き渡し

令和8年10月～



4 月开始地区

1 区、 2 区、 3 区、 4 区、
5 区、 6 区、 9 区、 10 区、
11 区、 13 区、 15 区、 16 区、
17 区、 19 区、 中央担当区

10月開始地区

7区、8区、12区、14区、
18区、東部担当区

ごみ収集車
※プラスチックごみ

東工場
(積替施設)

中継運搬車
※プラスチックごみ

N LOOP株式会社
(再商品化事業者)

(プラスチック製品)
売 却

(プラスチック製容器包装)
公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
の再商品化事業者へ引き渡し

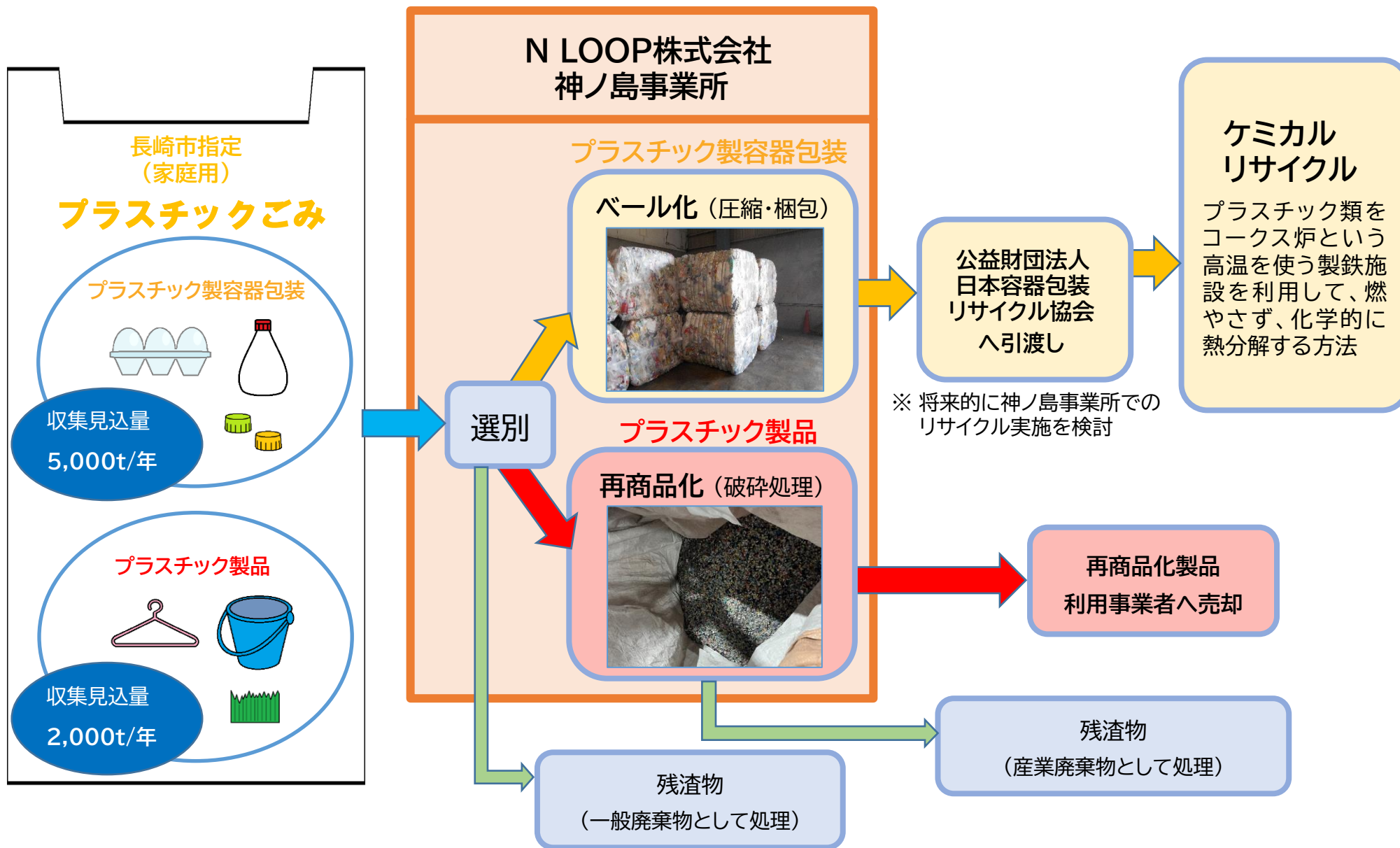
(3) 処理方法

ア 処理施設

N LOOP株式会社 神ノ島事業所（長崎市神ノ島町3丁目189番地49）



イ 処理工程



(4) 今後のスケジュール

令和7年7月	N L O O P株式会社による再商品化施設の建設開始
令和7年9月	直営地区及び委託地区の収集者へ分別の基準について説明開始
令和7年10月	4月開始地区を対象に分別変更に関する地元説明の開始
令和7年12月	年末年始ごみ収集のお知らせに分別変更に関する記事を掲載
令和8年1月	ごみステーションに掲示する看板等の修正開始
令和8年2月	N L O O P株式会社の再商品化施設の建設完了 広報ながさきの折り込みチラシに分別変更に関する記事を掲載
令和8年3月	S N S等による周知開始
令和8年4月	4月開始地区におけるプラスチック一括回収の開始 10月開始地区を対象に分別変更に関する地元説明の開始
令和8年10月	市内全域におけるプラスチック一括回収の開始

(5) 関係法令(抜粋)

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第6条

(地方公共団体の責務)

第六条 市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるよう努めなければならない。

3 都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

表

変わります！ プラの分別

(プラスチック)

🚚 プラスチックは資源としてリサイクル！🚚

1 開始時期

令和8年

4月 から開始

10月 から開始

※お住いの地域によって開始時期が異なります。詳細は裏面へ⇒

2 分別方法

今までの回収
プラスチック製容器包装

プラマークが付いた
容器、包装類

新たに回収する
プラスチック製品

今まで燃やせるごみに入れていた
プラスチックでできた製品

まとめて**黄色**の指定袋へ！

収集曜日に変更はありません。従来の「黄色」の指定袋を使用できます。

長崎市環境部資源循環課 ☎(095)829-1159

👤 裏面もみてね ➡

裏

3 開始時期(地区別)

令和8年4月開始地区

- ◆土井首地域センター
- ◆小樽地域センター
- ◆滑石地域センター
- ◆福田地域センター
- ◆深堀地域センター
- ◆式見地域センター
- ◆三重地域センター
- ◆香焼地域センター
- ◆伊王島地域センター
- ◆高島地域センター
- ◆外海地域センター
- ◆琴海地域センター

の所管区域

令和8年10月開始地区

- ◆日見地域センター
- ◆茂木地域センター
- ◆東長崎地域センター
- ◆野母崎地域センター
- ◆三和地域センター

の所管区域

中央地域センター
小ヶ倉地域センター
西浦上地域センター

の所管区域の一部

詳細はこちら ➡ 二次元コード

4 排出マナー

プラスチックごみを出すときは下記のルールを守ってください

- ◎ 中身を使い切る
- ◎ 汚れは落とす
- ◎ ごみ袋の口を結ぶ
- ◎ 二重袋にしない

5 禁忌品

収集員のけがや火災の原因となるので
黄色の袋に絶対入れないで!!

- ◎ 充電式電池 (モバイルバッテリー等のリチウムイオン電池など)
 - ・燃点回収にご協力ください
 - ・詳細はこちら ➡ 二次元コード
- ◎ 小型家電類
 - ・燃点回収にご協力ください
 - ・詳細はこちら ➡ 二次元コード
- ◎ ライター、スプレー缶
 - ・中身を使い切って燃やせないごみ袋へ
 - ・使い切れないものは燃点回収へ
 - ・※穴は開けないこと
 - ・詳細はこちら ➡ 二次元コード
- ◎ 包丁などの刃物
 - ・新聞紙等に包んで燃やせないごみ袋へ
 - ・※袋に「刃物危険」等の表示をしてください
- ◎ 注射器などの医療器具
 - ・点滴用器具(輸液バック部除く)、注射針、注射器等
 - ・医療機関等に相談ください

注: ハンディファンやワイヤレスイヤホンなど充電式電池が使われている家電がありますのでご注意ください
⇒ 小型家電の燃点回収へ

長崎市環境部資源循環課 ☎(095)829-1159